

## Ⅱ 平成 24 年度における政策評価の取組（トピック）



## 1 目標管理型の政策評価に係る実施状況等

目標管理型の政策評価については、平成23年度において試行的取組を行い、当該取組の実施状況、各行政機関の意見、政策評価分科会における議論等を踏まえ、「目標管理型の政策評価の改善方策に係る取組について」（平成24年3月27日政策評価各府省連絡会議了承）を策定し、平成24年度から実施した。

平成24年度においては、平成24年度実施施策に係る約500件の事前分析表及び平成23年度実施施策に係る317件（注）の政策評価書が作成された。これらの実施状況については、平成24年11月28日の政策評価分科会に報告し、各行政機関による標準様式の修正の在り方や評価結果の活用等についての議論を行った。

（注） 各行政機関の目標管理型の政策評価の実施件数については、後記Ⅲ－3－（2）－ア－表9（28ページ）及び表10（29ページ以下）参照。

### 目標管理型の政策評価の改善方策の概要

#### 1 改善の視点

- 各行政機関における政策体系及び政策のミッションの明確化
- PDCAサイクルを通じたマネジメントの向上
- 国民に対する説明責任の徹底
- 政策評価と行政事業レビューとの連携の確保、事務負担の軽減

#### 2 改善のポイント

##### （1）事前分析表の導入

- ・ 事前（施策の実施前）に施策目標を公表するとともにその達成手段（事務事業）との関係（政策体系）を整理
- ・ 各行政機関共通の標準的な様式の導入により、統一性・一覧性を確保

##### （2）評価書の標準様式の導入等

- ・ 重要な情報に焦点を絞って提示することにより、メリハリのある分かりやすい評価を推進
- ・ 各行政機関共通の標準的な様式の導入により、統一性・一覧性を確保
- ・ 政策評価における行政事業レビューの情報の活用

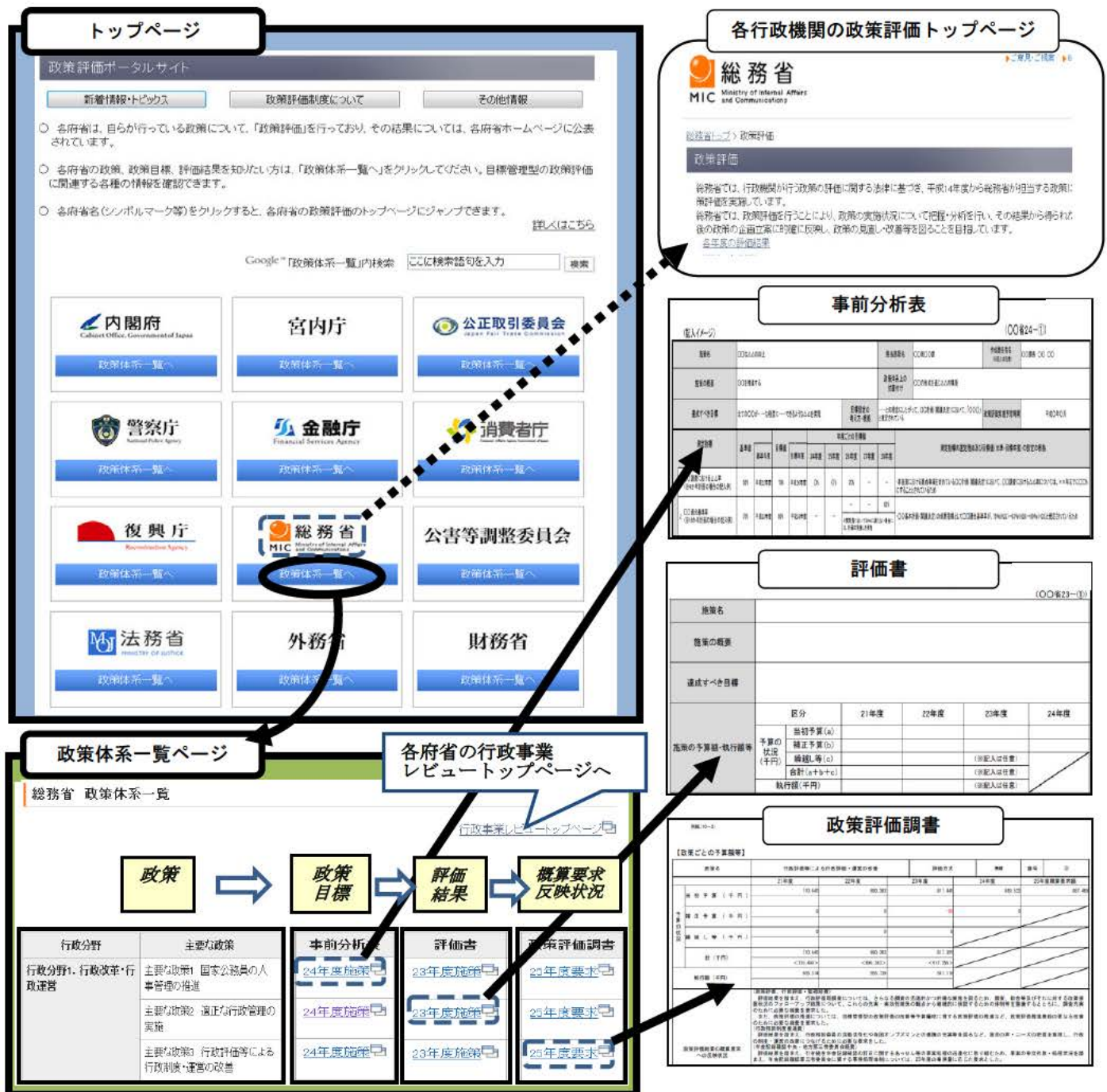
目標管理型の政策評価の改善方策については、総務省ホームページ  
([http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000152602.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000152602.pdf))に掲載している。

## 2 政策評価ポータルサイトの開設

各行政機関の政策評価に関する情報を、国民により分かりやすく、使いやすい形で提供できるよう、平成 24 年 11 月に総務省ホームページ上に「政策評価ポータルサイト」を開設した。

同サイトでは、各行政機関の政策体系、主要な施策に関する政策目標、評価結果及び同結果の概算要求反映状況を関連付けることにより、利用者が容易に目的の情報を把握できるよう関連情報を整理し、提供している。具体的には、各行政機関が公開している事前分析表、評価書、政策評価調書等の情報を一元的に閲覧・利用することができるものとなっている。

### 【「政策評価ポータルサイト」の概要】



政策評価ポータルサイト URL: [http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/hyouka/seisaku\\_n/portal/index.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index.html)

### 3 評価結果の政策への反映

#### (1) 公共事業等における休止又は中止事業数、総事業費等

##### ア 平成 24 年度の休止等事業数、総事業費

法第 7 条第 2 項においては、当該政策の決定後、5 年経過しても着手していない（未着手）、又は 10 年経過しても完了していない（未了）政策を対象に再評価を行うことが義務付けられている。

これに該当するものを始めとして、評価結果を踏まえ、平成 24 年度に休止又は中止することとした公共事業は、表 2 のとおり、3 行政機関で計 21 事業、総事業費ベースで計 4,735.1 億円（平成 23 年度は、3 行政機関で 17 事業が休止又は中止となり、総事業費ベースで 2,746.4 億円）となっている。また、21 事業の休止又は中止に係る残事業費は、3,883.4 億円である（平成 23 年度の残事業費は、2,267.9 億円）。

表 2 平成 24 年度に休止又は中止とした公共事業

(単位：億円)

公共事業名	個別事業名等（都道府県）	分類	総事業費	残事業費
<b>厚生労働省 4 事業（総事業費計 144.85 億円）</b>				
簡易水道等施設整備事業	水道未普及地域解消事業 生活基盤近代化事業（岡山県）	中止	19.49	4.74
	水道未普及地域解消事業（佐賀県）	休止	49.85	27.26
水道水源開発等施設整備事業	広域化促進地域上水道施設整備費 （千葉県）	休止	71.71	15.68
	水道水源開発施設整備費（千葉県）	中止	3.80	0.04
<b>農林水産省 2 事業（総事業費計 121.87 億円）</b>				
水産流通基盤整備事業	太田名部地区（岩手県）	中止	61.69	25.68
水産生産基盤整備事業	音部地区（岩手県）	中止	60.18	23.26
<b>国土交通省 15 事業（総事業費計 4,468.39 億円）</b>				
ダム事業	儀間川総合開発事業（タイ原ダム） （沖縄県）	中止	72.00	51.73
	常浪川ダム建設事業（新潟県）	中止	364.00	235.30
	晒川生活貯水池整備事業（新潟県）	中止	86.00	59.50
	黒沢生活貯水池整備事業（長野県）	中止	150.00	142.60
	駒沢生活貯水池整備事業（長野県）	中止	60.00	56.40
	北川ダム建設事業（滋賀県）	中止	489.00	374.55
	五木ダム建設事業（熊本県）	中止	233.00	86.50
	三峰川総合開発事業（戸草ダム） （長野県）	中止	800.00	686.62
	荒川上流ダム再開発事業（埼玉県）	中止	1,200.00	1,188.99
	柴川生活貯水池整備事業（徳島県）	中止	80.00	43.70
	布沢川生活貯水池整備事業（静岡県）	中止	170.00	107.93

官庁営繕事業	中央合同庁舎第4号館（東京都）	中止	581.20	580.40
	大井合同庁舎（東京都）	中止	93.77	92.12
	広島地方合同庁舎5号館（広島県）	中止	76.47	68.00
	長崎第2地方合同庁舎（長崎県）	中止	12.95	12.43
合計	21事業	—	4,735.11	3,883.43

### イ 法施行後における休止等事業数、総事業費

法が施行された平成14年度から平成24年度までの11年間で休止又は中止することとした公共事業等は、表3のとおり、計288事業、総事業費の累計は約5兆円に上っている。

表3 法施行後の公共事業等の休止又は中止事業数、総事業費

（上段：事業数、下段：総事業費（単位：億円））

年度	外務省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	合計
平成14	—	—	8 (338)	—	37 (11,353)	45 (11,691)
15	4 (505)	2 (194)	1 (14)	3 (1,217)	43 (6,940)	53 (8,870)
16	3 (481)	1 (68)	3 (17)	2 (1,430)	16 (1,330)	25 (3,326)
17	—	5 (1,540)	13 (238)	1 (435)	22 (6,188)	41 (8,401)
18	—	8 (1,398)	3 (56)	4 (685)	13 (919)	28 (3,058)
19	1 (60)	3 (186)	4 (59)	—	5 (324)	13 (629)
20	—	3 (722)	4 (37)	3 (335)	12 (1,722)	22 (2,816)
21	—	2 (21)	3 (49)	1 (171)	8 (2,353)	14 (2,594)
22	1 (159)	4 (803)	1 (14)	—	3 (5)	9 (981)
23	1 (2)	—	6 (211)	—	10 (2,534)	17 (2,746)
24	—	4 (145)	2 (122)	—	15 (4,468)	21 (4,736)
合計	10 (1,207)	32 (5,077)	48 (1,155)	14 (4,273)	184 (38,136)	288 (49,847)

(注) 1 総事業費の記載に当たっては、行政機関ごとに一億円未満を四捨五入して記載しているため、行政機関ごとの総事業費の合計額と合計欄（右欄）に記載された金額は一致しない。

2 外務省の総事業費は、政府開発援助の供与限度額である。

## (2) 一般分野の政策における反映の例

一般分野の政策（特定5分野の政策（注）を除く政策）のうち、評価結果を踏まえて、制度等の改正を行ったものや課題解決のために必要な予算要求を行ったものの例は、表4のとおりである。

（注）本報告において、「特定5分野の政策」とは、法第9条において事前評価が義務付けられている政策（研究開発、公共事業、政府開発援助、規制及び租税特別措置等）をいう。

表4 一般分野の政策における反映の例

区分	評価対象政策	評価結果を踏まえた政策への反映状況 (主なもの)
制度等の改正を行ったもの	生涯を通じた学習機会の拡大 〔文部科学省〕	「専修学校の社会人の受入れ体制整備が進み、社会人の受入人数が目標を上回り、学校数も昨年度に比べて増加した。また、『成長分野等における中核的専門人材養成について－基本方針－』に基づき、更なる教育の質の向上を図り、潜在的就労者の社会参画、大学等の行うキャリアアップの取組の利便性・質の向上を目指し、社会人の多様な学習ニーズに応えるための学習機会の充実を図る必要がある。」との評価結果を踏まえ、平成24年3月に、専修学校設置基準（昭和51年文部省令第2号）を改正し、専修学校における単位制・通信制の教育の制度化を図った。
課題解決のために必要な予算要求を行ったもの	訪問看護支援事業 〔厚生労働省〕	「本事業の実施により、都道府県内の訪問看護ステーションの業務の一部を受託する広域対応訪問看護ネットワークセンターを設置することで、訪問看護ステーションの業務が効率化され、より多くの訪問看護サービスの提供が図られた。一方、センターを設置していない都道府県が一部あるため、引き続き訪問看護支援事業に対する補助を実施する必要がある。」との評価結果を踏まえ、センター設置都道府県を拡大し、訪問看護サービスをより安定的に供給できる体制を整備するための経費を要求した。

